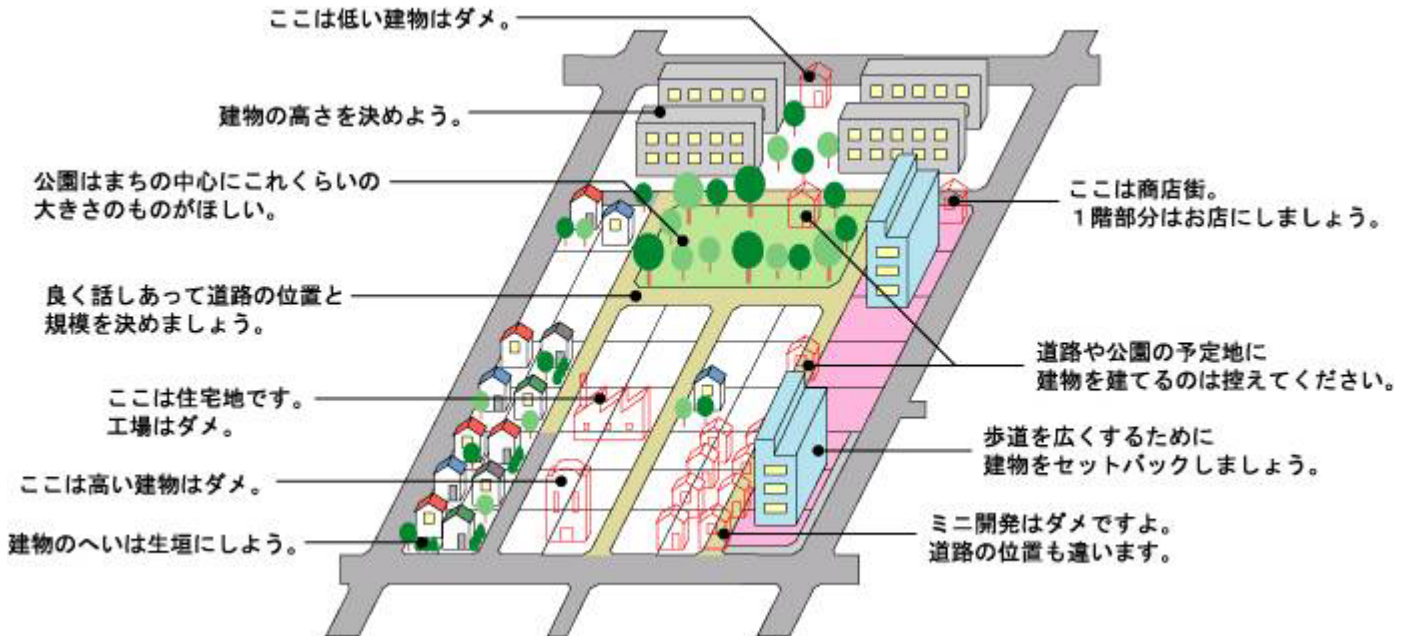


■ 地区計画の概要 ■



【地区計画で定められるまちづくりのルール】

- ①地区施設（生活道路、小公園、広場、遊歩道など）の配置
- ②建物の建て方や街並みのルール
（用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化など）
- ③保全すべき樹林地

【策定プロセス】

- ・地区計画の案は、市町村が条例に基づき、土地所有者等の意見を求めて作成します。
- ・地区計画の方針が策定された区域内では、土地所有者等が協定を締結して、市町村に対して地区整備計画の策定を要請することができます。

【実現担保】

- ・通常は、届出・勧告によります。ただし、地区で定めたルールを市町村が条例化すれば、強制力が付与されます。
- ・特定の事項を定めた場合に、特定行政庁の認定・許可により、用途地域の用途、容積率、高さの制限を緩和できる場合があります。

【いろいろな地区計画があります】

地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画などがあります。

【地区計画の区域内における行為の届出について】

今治広域都市計画地区計画の区域内において、土地造成や建築などの行為を行う場合は、着手する30日前までに行為の届出が必要となります。